

奈情審第45号  
令和3年8月2日

奈良市長 様  
(審査庁担当課 総務部法務ガバナンス課)

奈良市情報公開審査会  
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和3年1月7日付け奈総法第237号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-15号】

奈良市長（処分庁担当課 総務部総務課及び総合政策部人事課）が行った令和2年9月11日付け奈総総第338号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 6 2 号

諮問：行文第 0 2 - 1 5 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和 2 年 9 月 1 1 日付け奈総総第 3 3 8 号行政文書部分開示決定通知書（以下「**本件通知書**」という。）による部分開示決定処分については、これを取り消し、次の部分を開示すべきである。その余の部分は妥当である。

- 1 令和 2 年度会計年度任用職員面接評価シートのうち、「面接時の着眼点」及び基準の「区分」の欄
- 2 令和元年度能力実証調査票のうち、「考課項目の内容」及び考課基準の「区分」の欄並びに「合計評価点」（配点に限る。）及び「所属長評価点」（配点に限る。）の項
- 3 令和 年度会計年度任用職員面接評価シート（集計用）のうち、「面接時の着眼点」及び「配点（点）」の欄並びに基準の「区分」の欄

### 第 2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 7 月 1 4 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

- (1) 総務課が現在採用している総合受付職員（昨年度より継続して採用している職員及び今年度新たに採用している職員。ただし正規職員を除く）が適正な手続を経て、募集（公募していない場合はそれに代わる公平性を担保するもの）、応募、選考（書類選考、面接結果を含む。面接日時・場所・面接者に係る文書を含む）、採用していることを証し、市民に対して説明責任を果たせる文書一切
- (2) 上記適正手続を担保する奈良市が行う職員の採用方法を定めた文書一切

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

- (1) 総務部総務課分

- ア 令和2年度臨時職員の任用について（令和2年3月2日決裁）
- イ 令和2年度臨時職員の任用について（令和2年3月5日決裁）
- ウ 令和2年度会計年度任用職員の募集について（令和2年2月14日決裁）
- エ 令和2年度会計年度任用職員の任用について（令和2年6月12日決裁）
- オ 令和2年度一般事務職＜総務課＞会計年度任用職員を募集します（令和2年6月2日決裁）
- カ 令和2年度会計年度任用職員の募集について（令和2年6月1日決裁）
- キ 令和2年度会計年度任用職員面接評価シート

(2) 総合政策部人事課分

- ア 令和2年度 会計年度任用職員任用 任用依頼書
- イ 会計年度任用職員任用（更新）書・会計年度任用職員任用通知書
- ウ 奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書
- エ 誓約書
- オ 通勤届
- カ 総務課が現在採用している総合受付職員（昨年度より継続して採用している職員及び今年度新たに採用している職員 ただし正規職員を除く）が適正な手続を経て、募集（公募していない場合はそれに代わる公平性を担保するもの）、応募、選考（書類選考、面接結果を含む。面接日時・場所・面接者に係る文書を含む）、採用していることを証し、市民に対して説明責任を果たせる文書一切（学生緊急雇用については除く）のうち選考に係る書類である「令和元年度 能力実証調査票」及び「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」
- キ 総務課が現在採用している総合受付職員（昨年度より継続して採用している職員及び今年度新たに採用している職員 ただし正規職員を除く）が適正な手続を経て、募集（公募していない場合はそれに代わる公平性を担保するもの）、応募、選考（書類選考、面接結果を含む。面接日時・場所・面接者に係る文書を含む）、採用していることを証し、市民に対して説明責任を果たせる文書一切（学生緊急雇用については除く）のうち任用に係る書類である「令和2年度の会計年度任用職員（日額・時間額）の任用について」（令和2年3月27日決裁）、「日額及び時間額により報酬が定められている会計年度任用職員の任用について」（令和2年4月27日決裁）（令和2年6月23日決裁）

3 処分庁の決定

処分庁は、2の行政文書について、次の(1)及び(2)に掲げる本件対象行政文書の部分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる理由で部分開示決定処分（以下「**本件処**

分」という。)を行い、令和2年9月11日付でその旨を審査請求人に通知した。

(1) 総務部総務課分

ア 本件対象行政文書の(1)ア及びエのうち令和2年度会計年度任用職員任用依頼書の職員番号 職員番号は、当該個人に関する情報であって、勤務記録等の情報管理を効率的に行うために、職員固有の番号として付番したものであり、当該職員の個人情報の管理に使用されていることから、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

イ 本件対象行政文書の(1)ア、イ及びエのうち会計年度任用職員任用(更新)書の職員番号並びに現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法の項並びに給与の項の費用弁償の日額 職員番号については、上記(1)アと同様の理由で、職員番号以外の部分については、職員個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、給与の項の費用弁償の日額については、任命権者と当該会計年度任用職員との間で結ぶ勤務条件などの雇用契約の内容であって、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

ウ 本件対象行政文書の(1)ア、イ及びエのうち奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書の記入日、本人の氏名、ふりがな、申込職種、申込する所属及び直近の職歴(一部に限る)以外の部分並びに誓約書の会計年度任用職員の住所 これらは、職員個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

エ 本件対象行政文書の(1)ア、イ及びエのうち通勤届の職員番号の項並びに住所の項(記載のある部分に限る)、通勤方法の別の欄、区間の欄(記載のある部分に限る)、片道距離(概算)の欄(記載のある部分に限る)及び一日の(片道)単価の欄(記載のある部分に限る)並びに総通勤距離(概算)の項(記載のある部分に限る)、総所要時間(概算)の項(記載のある部分に限る)及び通勤経路の略図(記載のある部分に限る) 職員番号については、上記(1)アと同様の理由で、住所の項、通勤方法の別の欄及び区間の欄については、上記(1)ウと同様の理由で、片道距離(概算)の欄、一日の(片道)単価の欄、総通勤距離(概算)の項、総所要時間(概算)の項及び通勤経路の略図については、上記(1)イの給与の項の費用弁償の日額と同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

オ 本件対象行政文書の(1)ウ及びオのうちURLの部分 奈良市行政情報ネットワークのURLであって、その情報を公にすることは、サーバー名、ドメイン名等から、庁内ネットワークの構造を類推されることになり、端末

への不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大するおそれがあること。また、当該URLは、奈良市職員のみが知りえる情報であり、成りすましなどに利用できる情報を提供することになる。このため、当該URLを公にすると、奈良市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

カ 本件対象行政文書の(1)キの評価点(点)の欄、コメントの欄、合計評価点の項、面接者の心証の項、総合評価点の項及び面接者の項並びに面接時の着眼点の欄、基準のうち区分の欄及び総合点評価の欄 評価点(点)の欄、コメントの欄、合計評価点の項、面接者の心証の項、総合評価点の項及び面接者の項については、会計年度任用職員の選考にかかる情報であり、当該考課者及び所属長によって開示されないことを前提に、ありのままに評価、所見を記載しており、開示することにより、考課者及び所属長が率直な評価等を控えることで能力実証が形骸化し正確な評価が出来なくなり、選考の構成かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、また、面接時の着眼点の欄、基準のうち区分の欄及び総合点評価の欄については、会計年度任用職員の選考にかかる情報であって、公にすることにより、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等することが具体的に明らかとなり、それらへの対策を事前に行ったものが有利になる等、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれがあり、選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

(2) 総合政策部人事課分

ア 本件対象行政文書の(2)アのうち職員番号 上記(1)アと同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

イ 本件対象行政文書の(2)イのうち、更新書の職員番号並びに現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法の項並びに給与の項の費用弁償の日額及び通知書の職員番号並びに給与の項の費用弁償の日額 上記(1)イと同様の理由、条例第7条第2号に該当する。

ウ 本件対象行政文書の(2)ウのうち記入日、本人氏名、ふりがな、申込職種、申込する所属及び直近の職歴(一部に限る)以外の部分並びに同エのうち会計年度任用職員の住所 上記(1)ウと同様の理由による。

エ 本件対象行政文書の(2)オのうち職員番号、住所、通勤方法、区間、片道距離(概算)、一日の(片道)単価の欄、通勤経路の略図及び備考 職員番号については、上記(1)アと同様の理由で、住所、通勤方法及び区間については、上記(1)のウと同様の理由で、片道距離(概算)、一日の(片道)単価の

欄、通勤経路の略図及び備考については、任命権者と当該会計年度任用職員との間で結ぶ勤務条件などの雇用契約の内容であって、職員個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

オ 本件対象行政文書の(2)カの「令和元年度 能力実証調査票」のうち職員番号、考課項目の内容、評価点(点)、コメント、考課基準のうち「区分」、総合評価点の判定、合計評価点、所属長評価点、所属長(課長補佐含む)による総合的な所見、意見、総合評価点の判定及び(総合評価点) 職員番号については、上記(1)のアと同様の理由で条例第7条第2号に該当する。

考課項目の内容、考課基準のうち「区分」及び総合評価点の判定については、当該試験の実施方法や当該市職員として選考するために受験者に表れやすい能力、特徴等を記載しており、開示することにより、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等することが具体的に明らかとなり、それらへの対策を事前に行った者が有利になるなど、受験者本来の姿をとらえ奈良市職員としての能力や資質などの正確な判断が困難になるおそれがあり、採用事務の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、また、評価点(点)、コメント、合計評価点、所属長評価点、所属長(課長補佐含む)による総合的な所見、意見及び総合評価点の判定及び(総合評価点)については、公にすることにより当該評定者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、対象者に対する適切な評価を困難にするなど今後の人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号エに該当する。

カ 本件対象行政文書の(2)カの「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート(集計表)」のうち面接の着眼点、配点(点)、基準のうち「区分」、合計評価点、総合評価点、コメント、面接者1、面接者2及び総合評価点 面接時の着眼点、配点(点)、基準のうち「区分」及び総合点評価については、上記(2)オの考課項目の内容、考課基準のうち「区分」及び総合評価点の判定と同様の理由で、合計評価点、総合評価点、コメント及び面接者1、面接者2については、上記(2)オの評価点(点)、コメント、合計評価点、所属長評価点、所属長(課長補佐含む)による総合的な所見、意見及び総合評価点の判定及び(総合評価点)と同様の理由で、条例第7条第6号エに該当する。

キ 本件対象行政文書の(2)キのうち、職員番号、「会計年度任用職員(更新)書」のうち現住所、電話番号、最終学校名、通勤距離及び方法及び給与の項の費用弁償の日額並びに「会計年度任用職員任用通知書」のうち給与の項の費用弁償の日額 職員番号については、上記(1)アと同様の理由で、職員

番号以外の部分については、上記(1)イの給与の項の費用弁償の日額と同様の理由で、条例第7条第2号に該当する。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、次の部分に係る決定を不服として、令和2年12月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

- (1) 上記3の(1)カの「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」うち、基準のうち区分の欄、面接者の項及び面接時の着眼点の欄
- (2) 上記3の(2)オの「令和元年度 能力実証調査票」のうち、考課項目の内容、考課基準のうち「区分」、合計評価点（配点に限る）及び所属長評価点（配点に限る）
- (3) 上記3の(2)カの「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」うち、面接の着眼点、配点（点）、基準のうち「区分」及び面接者1、面接者2

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 上記「第2 審査請求の経緯」の「4 審査請求」の(1)から(3)までは、不開示情報には該当しない。
- (2) 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」について

##### ア 基準のうち区分の欄

区分は、行動頻度を、5、4、3、2、1あるいは、A、B、C、D、Eのようにあくまで数値化又は記号化し一目でわかるようにしたもので、被面接者の評点ではなく、開示している行動頻度と同義である。実際、令和元年度能力考課シート（一般職・再任用職員用）では、同様の内容である着眼点の考課基準の区分は開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。開示決定等の判断において、能力考課シートの着眼点の考課基準の区分と「会計年度任用職員面接評価シート」の基準の区分に差異を付けなければならない特別な理由を見つけることは難しい。

実施機関は、「何段階評価により選考対象者を評価しているのかが公にさ

れることにより、選考対象者が評価される能力や資質等についてあらかじめ対策する」と弁明するが、区分の表から5段階なのは明らかで、そのことによって評価される能力や資質等についてあらかじめ対策することが可能である根拠を示していない。

よって、基準の区分を開示しても選考の公正かつ適切な実施に支障を及ぼす具体的なおそれは認められず、基準の区分は条例第7条第6号に該当しない。

#### イ 面接者の項

面接者が誰であるかは職務遂行に係る情報であり、採用や評価が適正に行われているかの判断に資するから公益的な開示の必要性がある。所属で募集・採用する場合は、担当係長や管理職が面接者を務めるのが通例である。実際、「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」では、面接者1と面接者2は開示になっている。

「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」と「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」は、個票と集計表の関係になるから、単に様式の違いだけで、面接者は同じはずである。よって、本件対象行政文書の(1)キの面接者を不開示するのは整合性がない。

また、「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」で、面接者の氏名を開示しているが、そのことによって実施機関の職員の選考に支障が生じた事実もない。実施機関は、「面接者の氏名が公にされることにより、面接者がどのような評価をしたか明らかになる」と弁明するが、評価点や総合評価、コメントなど評価に係る部分は不開示であるから、面接者の氏名が明らかになっても面接者が行った評価は明らかにならないから、その弁明自体は失当である。

#### ウ 面接時の着眼点の欄

評価1の着眼点は、各項目を具体化したものと考えられる。評価項目は、8項目あるところ、開示されている「令和元年度能力考課シート」の考課項目は、10項目である。このうち3項目は両方のシートにあり、その内容は重なる可能性が高いところ、「令和元年度能力考課シート」の考課項目の内容と着眼点は開示されている。他の地方公共団体では、奈良市の着眼点に相当する面接の評価項目や内容だけでなく、面接の進め方や質問例も開示されている。

以上から、「令和元年度能力考課シート」の考課項目や他の地方公共団体では、人事考課や面接の着眼点に相当するものを開示しても職員の選考や人事評価に支障を及ぼすおそれがないと認めているのは明らかである。つ



まり、面接者や評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになったとしても、その対策をするか否かは本人の考えや努力による。そして、どの面接試験でも同様であるが、好むと好まざるにかかわらず面接には、実際以上によく見せようとして演技が付きものであるから、対象者本来の姿をとらえることができるか否かは面接者の力量に依存するところが大きい。そのために面接者を複数にして客観性を担保している。

そうすると、面接時の着眼点を公にすることにより、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになり、それへの対策を事前に行ったものが有利になる等、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難になるおそれは立証されておらず、抽象的なおそれに過ぎないというべきである。よって、条例第7条第6号に該当しない。

(3) 「令和元年度 能力実証調査票」について

ア 考課項目の内容

能力実証調査票は、次年度に引き続き任用する際の人事評価資料であり、再任用職員の能力考課シートに当たる。開示されている令和元年度能力考課シートの考課項目は、10項目あるところ、能力実証調査票の考課項目は、6項目である。このうち、3項目は両方にあり、その内容は重なる可能性が高いところ、「令和元年度能力考課シート」の考課項目の内容と着眼点は開示されている。よって、奈良市において「令和元年度能力考課シート」の考課項目を開示しても事務事業に支障を及ぼすおそれがないと認めていることは明らかである。

他の地方公共団体では、日々雇用職員を会計年度任用職員に移行するための実証評価の、評価項目、主な着眼点等は開示されている。また、別の地方公共団体では、職務評価項目が新聞で取り上げられたことから、評価項目及び着眼点は開示されていると推定される。つまり、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになったとしても、その対策をするか否かは本人の考えや努力による。よって、対象者本来の姿をとらえることができるか否かは面接者の力量に依存するところが大きい。そのために面接者を複数にして客観性を担保している。

そうすると、考課項目の内容を公にすることにより、評定者がどのような能力や特徴に着目して評価等を行うことが具体的に明らかになり、それへの対策を事前に行ったものが有利になる等、対象者本来の姿をとらえ会計年度任用職員としての能力や資質などを正確に判断することが困難にな

るおそれは立証されておらず、抽象的なおそれに過ぎないというべきである。よって、条例第7条第6号に該当しない。

イ 考課基準のうち「区分」

上記「(2) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シートについて」のAと同様である。

ウ 合計評価点の配点及び所属長評価点の配点

これらの不開示理由は、「公にすることにより当該評定者に対して、評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、対象者に対する適切な評価を困難にする」などとされている。しかし、この理由は評定者の評価点に当てはまっても、合計評価点のうち配点、所属長評価点のうち配点には当てはまらない。よって、その不開示理由の提示に不備があるというべきである。配点を公にしても能力実証評価に支障を及ぼす根拠はなく、むしろ条例第7条第6号に該当せず開示情報と考えるのが妥当である。

(4) 「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」について

ア 面接の着眼点

上記「(2) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シートについて」のウと同様である。

イ 配点（点）

さまざまな試験で出題範囲や配点は公表されていることから、それにより採用事務の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められていない。よって、条例第7条第6号に該当しない。

ウ 基準のうち「区分」

上記「(2) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シートについて」のAと同様である。

エ 面接者1、面接者2

上記「(2) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シートについて」のイのとおり、開示文書では開示されており、整合していないから理由提示に不備があるというべきである。面接者が誰であるかは職務遂行に係る情報であり、採用や評価が適正に行われているかの判断に必要である。受付職員の採用は総務課で行っており、開示文書のとおり、担当係長及び管理職が行っており、ほぼ確実に推定することができる。

既述のとおり、他の地方公共団体で面接者の氏名を開示しても職員の採用選考に支障をきたしていないから実施機関が主張する評価に関する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれは抽象的であり、そのよう

な事実が立証されていないから、法的保護に値する蓋然性は認められない。

(4) 弁明書について

弁明書で、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」及び「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」に記載された各評価項目の配点、「令和元年度 能力実証調査票」に記載した「(I 能力考課)」の各項目の配点における不開示部分について弁明しているが、開示決定で不開示になっていないだけでなく、そもそも開示文書にそのような項目欄があるようには見えない。

(5) 審査請求の手續について

条例第18条より開示決定等に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用せず、審理員制度を除外している。ゆえに、審査庁が処分庁である場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになり、審査庁と処分庁が同一であるから当然、審査庁から処分庁に対する手續は、原則として不要になる。（行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編））

以上から、本件は処分庁と審査庁は同一であるから、奈良市長から奈良市長へ提出された令和3年1月4日付け奈総第563号弁明書は不要で、審査庁である奈良市長が作成した弁明書を添付して奈良市情報公開審査会に諮問し、その弁明書副本を審査請求人に送付するものである。

(7) 本件審査請求の手續について

本件審査請求は提出日の令和2年12月1日に総務課に受け付けられたので、処分庁である審査庁は後日審査請求があったことを認識した。これに対して弁明書が作成されたのが令和3年1月4日で、作成にかけることのできた日数は35日であるのに対して、弁明書の送付及び反論書等の通知が届いたのが1月8日で、提出期限は1月28日であるから、審査請求人に与えられた日数は20日であり、公平性を欠いている。

(8) まとめ

ア 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の基準のうち区分の欄、面接者の項及び面接時の着眼点の欄、「令和元年度 能力実証調査票」の考課項目の内容、考課基準のうち「区分」及び合計評価点の配点及び所属長評価点の配点並びに「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の基準の区分、面接者1、面接者2、配点（点）及び面接時の着眼点は、条例第7条第6号に該当しない。

イ 「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」の面接者1、面接者2は、本件処分では不開示であるが、開示文書では開示であり、理由

提示に不備がある。

ウ 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」及び「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」に記載された各評価項目の配点及び「令和元年度 能力実証調査票」に記載した（「I 能力考課」）の各項目の配点における不開示部分の処分庁の弁明については、本件処分で不開示になっていないだけでなく、そもそも開示文書にそのような項目欄があるようには見えない。もし当該部分を不開示としたのであれば、決定に記載していないから理由提示に不備があるといえる。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件審査請求のうち、本件対象行政文書のうち本件通知書別紙1（総務部総務課分）の7「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」及び（総合政策部人事課分）の6「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」に記載した「（評価1）」の表の「面接時の着眼点」及び「基準」の表の「区分の欄」並びに（総合政策部人事課分）の6「令和元年度 能力実証調査票」に記載した「（1 能力考課）」の表の「考課項目の内容」の欄及び「考課基準」の表の「区分」の欄が不開示情報に該当しないとの審査請求理由については、当該不開示部分は、面接者が選考対象者の人物評価をするにあたって、面接者が着目すべき選考対象者に表れやすい能力や特徴等を記載した具体的な内容や配点の基準である。面接者がいかなる点に着目し、何段階評価により選考対象者を評価しているのかが公にされることにより、選考対象者が評価される能力や資質等についてあらかじめ対策することで、本来備えた能力や資質といった人物像が把握できなくなり、奈良市職員として必要な能力や資質を備えた者を適正に選考採用できなくなるなど、奈良市の適正な選考採用の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。
- 2 本件審査請求のうち、本件対象行政文書のうち本件通知書別紙1（総務部総務課分）の7「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」に記載した「面接者」の項の面接者名及び（総合政策部人事課分）の6「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」に記載した「（評価1）」の表の「面接者1」及び「面接者2」の面接者名が不開示情報に該当しないとの審査請求理由については、面接者が選考対象者の能力や内面の人間性を面接により推し量り、その能力等が奈良市職員として適当な人物であるかどうかを見極めて選考を行うものであり、面接者が面接時に選考対象者から受けた率直な印象に基づき、評

価することで、人物評価の適正性が担保され、それによって奈良市職員として適切な人物を任用するという選考採用における目的を達することができる。

しかしながら、面接者の氏名が公にされることにより、面接者がどのような評価をしたかが明らかとなることで、その評価についての意見や苦情がなされ、面接者が率直な評価を行うことを委縮し、選考対象者に対する適正な人物評価が行えなくなるなど、奈良市の適正な選考採用ができなくなるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

- 3 本件審査請求のうち、本件対象行政文書のうち本件通知書別紙1（総務部総務課分）の7「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」及び（総合政策部人事課分）の6「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」に記載された各評価項目の配点並びに6「令和元年度 能力実証調査票」に記載した「(I 能力考課)」の各項目の配点及び「(II 所見)の「所属長評価点」の配点における不開示部分については、面接者が選考対象者の人物評価をするにあたって、面接者が着目すべき選考対象者に表れやすい能力や特徴等を記載した具体的な内容の配点基準である。面接者がいかなる点に着目して選考対象者を評価し、その評価点数がどのように配分されているかが公にされることにより、選考対象者が評価される能力や資質等についてあらかじめ対策することで、本来備えた能力や資質といった人物像が把握できなくなり、奈良市職員として必要な能力や資質を備えた者を適正に選考採用できなくなり、適正な選考採用の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。
- 4 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

## 第5 審査会の判断

- 1 審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、審査請求人は本件処分で不開示とした部分のうち次の部分（以下「**本件不開示部分**」という。）の開示を求めており、それ以外の不開示部分は開示を求めていないと認められる。したがって、当審査会は、審査請求人が開示を求めた本件不開示部分に限定して審査した結果、次のとおり判断した。
  - (1) 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」うち、基準のうち区分の欄、面接者の項及び面接時の着眼点の欄について
  - (2) 「令和元年度 能力実証調査票」のうち、考課項目の内容、考課基準のうち「区分」、合計評価点（配点に限る）及び所属長評価点（配点に限る）
  - (3) 「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」うち、面接の着眼点、配点（点）、基準のうち「区分」及び面接者1、面接者2

## 2 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、市の機関又は国等の機関（以下「市の機関等」という。）が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解され、市の機関等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が及ぼすおそれがあるものが掲げられている。

また、同号エは、「県の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

なお、同号の「支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であるとともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にすることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えることが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

## 3 本件不開示部分について

(1) 本件不開示部分は、奈良市の総合案内業務に従事する会計年度任用職員を採用するに当たって実施した面接における選考基準、配点、概要及び基本的な考え方に係る情報が記載されている。当該採用面接により受験者を多面的に評価し、採用すべき者を総合的に選考するものであるため、選考過程において裁量的な要素があることは認められる。しかし、それが適正に行われなければならないことはいうまでもない。そのため、市民に対して職務上の責任を負っている実施機関としては、会計年度任用職員の採用選考に当たっての選考基準に関して説明する責務があるといえる。

(2) 本件不開示部分が記録された行政文書について、総務課が同課の総合案内業務に従事する会計年度任用職員を採用選考のために行った面接において、受験者の評価について作成したのが「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」である。そして、総務課は、「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」より当該受験者の任用手続を人事課に依頼し、依頼を受けた人事課

は当該受験者の任用手続を行うため作成したのが「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」である。

また、すでに総合案内業務に任用している会計年度任用職員の任用を更新する場合の任用手続を行うために人事課が作成したのが「令和元年度 能力実証調査票」である。

#### 4 本件不開示部分の不開示妥当性について

##### (1) 「令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」うち、基準のうち区分の欄、面接者の項及び面接時の着眼点の欄について

###### ア 基準のうち区分の欄

当審査会が区分を見分したところ、選考の各項目の基準として示された5項目の行動頻度について、評価者がどの行動頻度に該当するかを判断する区分であり、当該部分の記載からこの区分が評価点となると解される。区分は、基準である行動頻度を単に1から5までの5段階で表現されているに過ぎず、その記載状況から相当程度想定し得るものである。よって、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

###### イ 面接者の項

面接者については、面接者の外見から受験者が面接者を特定する可能性は否定できないため、当該情報を公にした場合、面接試験の結果に納得しない受験者から当該面接者に対して、評価に関する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがある。このことから、面接者がありのままの率直な評価等を控えたり、一般的な評価にとどめたりするなど、受験者に対する適切な評価が困難になり、今後の会計年度任用職員の採用に係る事務の公正又は円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第7条第6号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人が指摘する「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」で、面接者の氏名を開示していることについては、本来不開示とすべき情報を、黒塗り処理を失念し誤って開示したものである。しかし、当該不開示とすべき情報は、それが誤って開示されたことにより、開示すべき情報へとその性質・内容が変化することはない。

###### ウ 面接時の着眼点の欄

面接時の着眼点は、会計年度任用職員として必要な選考項目について面接者が評価を行うに当たっての基本的な行動内容が列挙されているものと確認された。これらは、いずれも面接試験の内容及び評価の観点としては、

評価の基本的な着眼点を示しているに過ぎず、受験者であれば一般的に想定し得る情報であると認められ、これを公にしても、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

- (2) 「令和元年度 能力実証調査票」のうち、考課項目の内容、考課基準のうち「区分」、合計評価点（配点に限る）及び所属長評価点（配点に限る）

ア 考課項目の内容

考課項目は、会計年度任用職員として必要な選考項目について面接者が評価を行うに当たっての基本的な行動内容が列挙されているものと確認された。これらは、いずれも考課の内容及び評価の観点としては、評価の基本的な着眼点を示しているに過ぎず、これを公にしても、選考に有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

イ 考課基準のうち「区分」

当審査会が区分を見分したところ、能力考課の各項目の基準として示された5項目の考課基準について、評価者がどの考課基準に該当するかを判断する区分であり、当該部分の記載からこの区分が評価点となると解される。区分は、考課基準である行動頻度を単に1から5までの5段階で表現されているに過ぎず、その記載状況から相当程度想定し得るものである。よって、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

ウ 合計評価点（配点に限る）及び所属長評価点（配点に限る）

合計評価点（配点に限る）及び所属長評価点（配点に限る）は、公にしても、選考全体を通じて実施機関が各選考項目において配点をいくりにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

- (3) 「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計表）」うち、面接時の着眼点、配点（点）、基準のうち「区分」及び面接者1、面接者2

ア 面接時の着眼点

上記「(1) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の「ウ 面接時の着眼点の欄」で説示したとおり、開示とすることが妥当である。

イ 配点（点）

配点（点）は、公にしても、選考全体を通じて実施機関が各選考項目において配点をいくりにするかの方針が判明するにとどまるものであり、受験



対策による有利不利を生じさせるなど、会計年度任用職員の選考の実施に支障が生じるとまでは言えず、開示とすることが妥当である。

ウ 基準のうち「区分」

上記「(1) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の「ア 基準のうち区分の欄」で説示したとおり、開示とすることが妥当である。

エ 面接者1、面接者2

上記「(1) 令和2年度会計年度任用職員面接評価シート」の「イ 面接者の項」で説示したとおり、条例第7条第6号エに該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人が指摘する「令和 年度 会計年度任用職員面接評価シート（集計用）」で、面接者の氏名を開示していることについては、本来不開示とすべき情報を、黒塗り処理を失念し誤って開示したものである。しかし、当該不開示とすべき情報は、それが誤って開示されたことにより、開示すべき情報へとその性質・内容が変化することはない。

5 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 1月 7日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年 5月 24日	令和3年度第2回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和3年 6月 18日	令和3年度第3回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 7月 16日	令和3年度第4回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 8月 2日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考

石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	